平成２６年（フ）第７１０号
埼玉県久喜市桜田２丁目２番５―1015
債務者　濵田亜希子（旧姓卜部）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５３号
さいたま市岩槻区本丸１丁目18番19号　岩崎コーポ101
債務者　高橋ダニエル
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５６号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号　１―403
債務者　相田　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６８号
埼玉県川口市芝園町３番２―103号　芝園団地
債務者　上原富美江
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９５号
埼玉県蕨市塚越２丁目16番11号　月村ハイツ205号
債務者　小野寺　孝
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０９号
さいたま市岩槻区美幸町４番７号　レオパレスコンフォート201
債務者　河野　光男
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
埼玉県ふじみ野市駒林元町３丁目７番32―406号
債務者　鈴木　孝史
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７７号
千葉県木更津市大久保６丁目18番１号
債務者　山口　絵美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１３４号
釧路市芦野２丁目５番13号　ブラウンカレッジＫＡＷＡＳＡＫＩ25
債務者　藤原　由佳
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１４０号
釧路市昭和町１丁目２番８号
債務者　石川めぐみ
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
栃木県足利市山下町2474番地６、前住所栃木県足利市西宮町2880番地51
債務者　鈴木ガブリエルこと　スズキ　ガブリエル
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２１５号
北海道旭川市忠和３条７丁目１番３―505号　市住505号
債務者　南　　保子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１８号
北海道旭川市近文町14丁目８番地
債務者　後藤　知香
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４２号
栃木県那須塩原市新南163番地530　コーポポニー101
債務者　井上　大海
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５０号
栃木県佐野市高砂町2791　加嶋ビル405、住民票上の住所栃木県栃木市岩舟町下津原646番地２
債務者　永島　弘樹
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係